

第12回 戦没者遺骨鑑定センター運営会議

議事次第

日時：令和8年2月4日（水）14:00～16:00

開催方法：対面開催

1 開会

2 議題

- ・戦没者の遺骨収集事業の取組状況について
- ・戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

3 閉会

【配付資料】

資料1：戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

資料2：戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

参考資料1： 戦没者遺骨収集等における手順書

別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」

参考資料2： 令和8年度援護関係予算案の主要事項

参考資料3： 戦没者遺骨鑑定センター運営会議等の開催について

第12回戦没者遺骨鑑定センター運営会議 出席者名簿

令和8年2月4日（水）14:00～16:00

【構成員】

（五十音順、敬称略）

氏名	所属
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座名誉教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授

注 ○は座長

【厚生労働省】

氏名	所属
いざわ ともりの 伊澤 知法	大臣官房審議官
ほしの まさし 星野 正司	社会・援護局事業課長
のぐち かずお 野口 一夫	社会・援護局事業課事業推進室長
こいずみ たかと 小泉 貴人	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室長
わたなべ ゆきのぶ 渡邊 幸信	社会・援護局事業課戦没者遺骨調査室長
ほりうち としお 堀内 敏男	社会・援護局事業課課長補佐
てづか なおき 手塚 直樹	社会・援護局事業課事業推進室室長補佐
たばた やすゆき 田畑 康幸	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐

戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集事業

概要

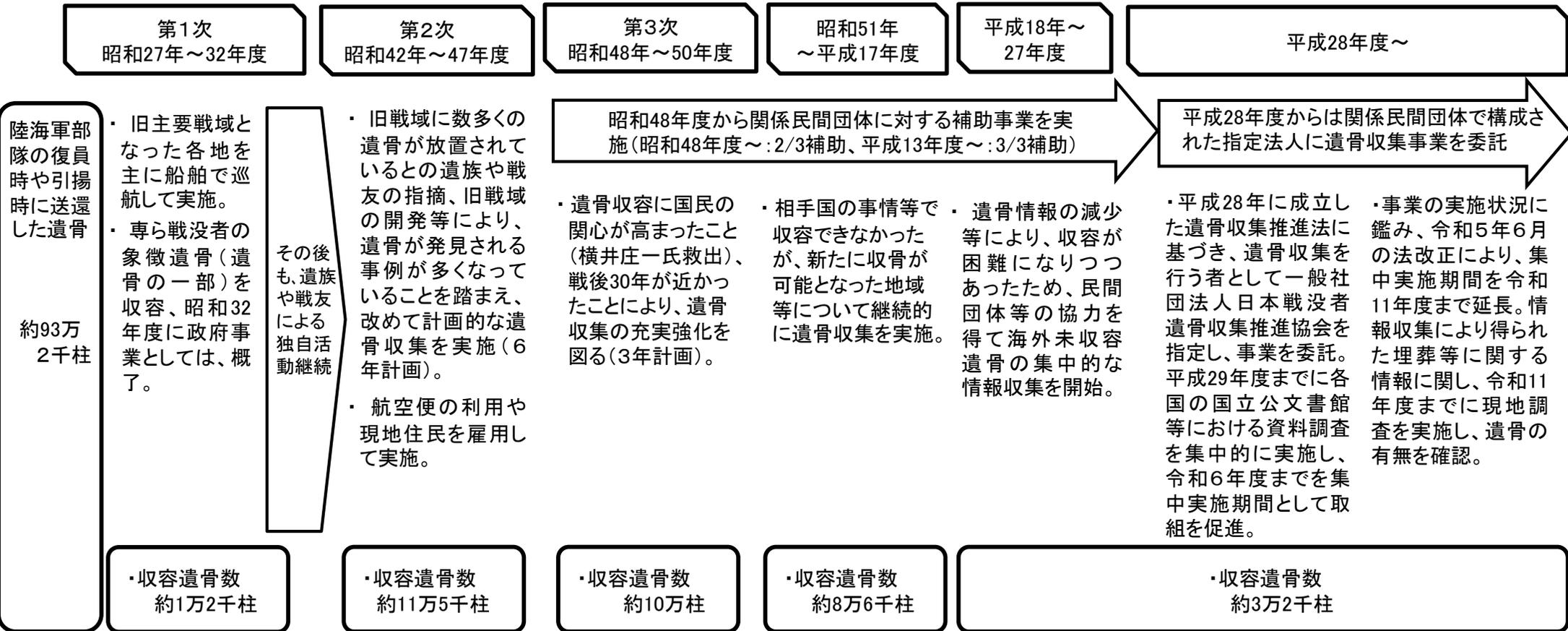
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨收容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	收容遺骨概数	約128万柱
	未收容遺骨概数	約112万柱
	うち	①海没遺骨 約30万柱 ②相手国事情により收容が困難な遺骨 約23万柱 上記①②以外の未收容遺骨（最大） 約59万柱

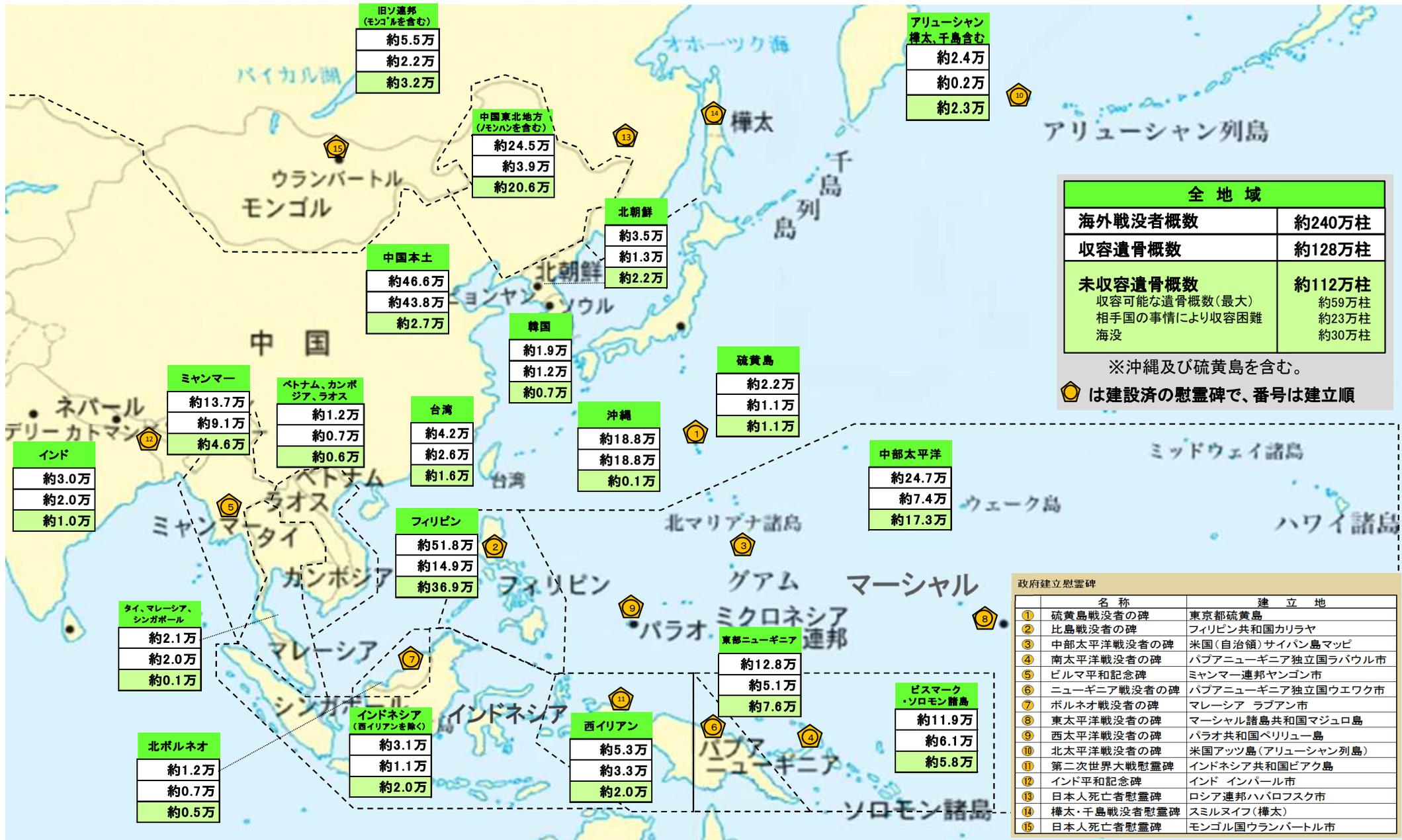
(注) 遺骨収集事業による收容遺骨数 約34万柱

令和7年12月末現在

これまでの遺骨収集事業の推移



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和7年12月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和7年12月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
旧ソ連		1		50	
			13		
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	0	1	13	50	

【南方等戦闘地域の遺骨】

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
硫黄島	24	75	66	66	23
	24	75	66	66	23
沖縄	49	46	61	90	
	49	46	61	90	
中部太平洋	195	74	149	716	251
			6	29	91
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー					
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					
西イリアン				45	3
フィリピン			3	13	
				5	
東部ニューギニア		23	26	65	30

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
 - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注) 令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。なおインドネシア（西イリアンを含む）については、同国との協定でDNA抽出・解析は同国の研究機関で行うこととしていることから、上段には検体を同国に引き渡した数を記載している。

地域	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ビスマーク・ソロモン諸島		1	187	186	70
				14	
インド		7		4	
千島・樺太・アリューシャン				2	
中国東北地方 (ノモンハンを含む)			21	21	20
台湾・北朝鮮・韓国					
バトナム・カボジャ・ラオス				7	
その他				23	19
地域不明	2		4		
	2				
南方等 小計(柱)	270	226	517	1,238	416
	75	121	133	204	114
合計(柱)	270	227	517	1,288	416
	75	121	146	204	114

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和5年6月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第55号）が成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（平成28年度から令和6年度まで）が5年間延長され、令和11年度までとされた。
- ・ これを踏まえ、同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正し、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査等により得られた埋葬等に関する情報（※）について、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報（約3,300か所（令和4年3月末時点））、及び新たに取得する見込みの情報。
- ・ また、基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めている実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直し等についても反映を行った。
- ・ 今後は、抜本的な見直しに基づく取組の徹底を図りつつ、集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、基本計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組む。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきたが、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、事業の実施が困難な状況。令和7年9月に危険情報の内容が一部改訂されたものの、渡航中止勧告は維持され、ロシアへの渡航を控えることが基本であることには変わりはなく、仮に事業を再開する場合には、現地の日本国大使館または日本国総領事館と密接に連絡を取り、十分な安全対策を講じることが前提とされている。
- ・ 場所及び名簿の情報がある旧ソ連の52埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- ・ 52埋葬地の名簿登載者数（令和7年12月末時点） 4,669名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報等に基づき埋葬地と推定される地点を対象として、令和7年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査（パラオ諸島等18の地域を対象に計44回）及び遺骨収集（ギルバート諸島等14の地域を対象に計23回）を実施することとしている。（令和7年3月実施計画）

- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模塚等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

令和7年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

各国の入国制限等の現状(令和7年12月末現在)

○遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。

※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。

○「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))、レベル4(待避してください(退避勧告))が発出されており、現状、ロシアがレベル3以上に、また、ミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

令和7年度の事業計画及び収容数(令和7年12月末現在)

地 域	令和7年度事業計画				令和7年度収容数		地 域	令和7年度事業計画				令和7年度収容数	
	現地調査等		遺骨収集		検体	遺骨		現地調査等		遺骨収集		検体	遺骨
	4月～12月 (実績)	1月～3月 (予定)	4月～12月 (実績)	1月～3月 (予定)				4月～12月 (実績)	1月～3月 (予定)				
硫黄島	14	7	1	1	23	23	東部ニューギニア	2	1	2	2	30	
沖縄							ビスマーク・ソロモン諸島	3		1	1	70	
マリアナ諸島	5			1			樺太・千島(北樺太を除く)						
パラオ諸島	6	2	1		213	91	アッツ島	1					
ミクロネシア連邦 (トラック諸島、ウルシー環礁、メロン環礁)	1		1		23		中国東北地方(ノモンハンを含む)	1		1		20	
マーシャル諸島	1	1	1	1	15		台湾	1					
ギルバート諸島		1		1			旧ソ連						
フィリピン	2	1	2	1			カザフスタン(キルギスを含む)	1					
タイ		1					タジキスタン	2					
ベトナム							ウズベキスタン		1				
ミャンマー	1	1		1			モンゴル	1					
インド	2	1		1			オーストラリア						
バングラデシュ			1		19		ニュージーランド						
北ボルネオ		1					米国				1		
インドネシア	3	1	2	1	3		合 計	48	18	14	11	416	114

※上記の他、米国国防総省捕虜・行方不明者・調査局(DPAA)の管理下にある遺骨からDNA鑑定用の検体を採取。(令和7年7月実施、令和8年1月実施予定)

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数: 21,900人 収容遺骨概数: 10,770柱 未収容遺骨概数: 11,130柱(令和7年12月末現在)

概況

- ・ 硫黄島においては、関係省庁の連携のもと、遺骨収集事業を実施している。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで153回遺骨収集を実施している。

<収容遺骨数の推移>

(単位: 柱数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収容遺骨数	24	75	66	66	23

<派遣回数の推移>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調査等	22	21	22	22	14※1
収集	2	4	3	2	1※2

※1 令和7年12月末の実績値。今後も調査等派遣を実施予定。

※2 令和7年12月末の実績値。令和7年度は4回の派遣を予定しているが、第2次、第3次遺骨収集については噴火活動の影響により中止。

令和7年度の取組状況

- ・ 令和7年度は、滑走路地区・庁舎地区、外周道路外側及び滑走路地区周辺以外において、以下の取組を実施する予定であったが、噴火活動の影響により、一部事業を縮小して実施。

- ①ボーリング調査等で発見された滑走路地区等における未探索の壕の開口工事、壕内調査等
- ②防衛省によるプレキャスト版実証実験に伴う滑走路地区の掘削調査(⇒令和8年度に実施へ)
- ③樹木等の全伐開による表層の遺骨調査
- ④北飛行場跡地のボーリング調査
- ⑤外周道路外側の面的調査により確認された壕や地表からの遺骨収容 等

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数：188,136人 収容遺骨数：187,587柱（うち、政府による収容遺骨数：52,091柱） 未収容遺骨数：549柱（令和7年12月末時点）

概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省：宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県：県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収容する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収集が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,091柱の遺骨を収容した。

- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和7年度予算 約30百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティア活動の支援等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位：柱数)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
57	49	46	61	90



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)

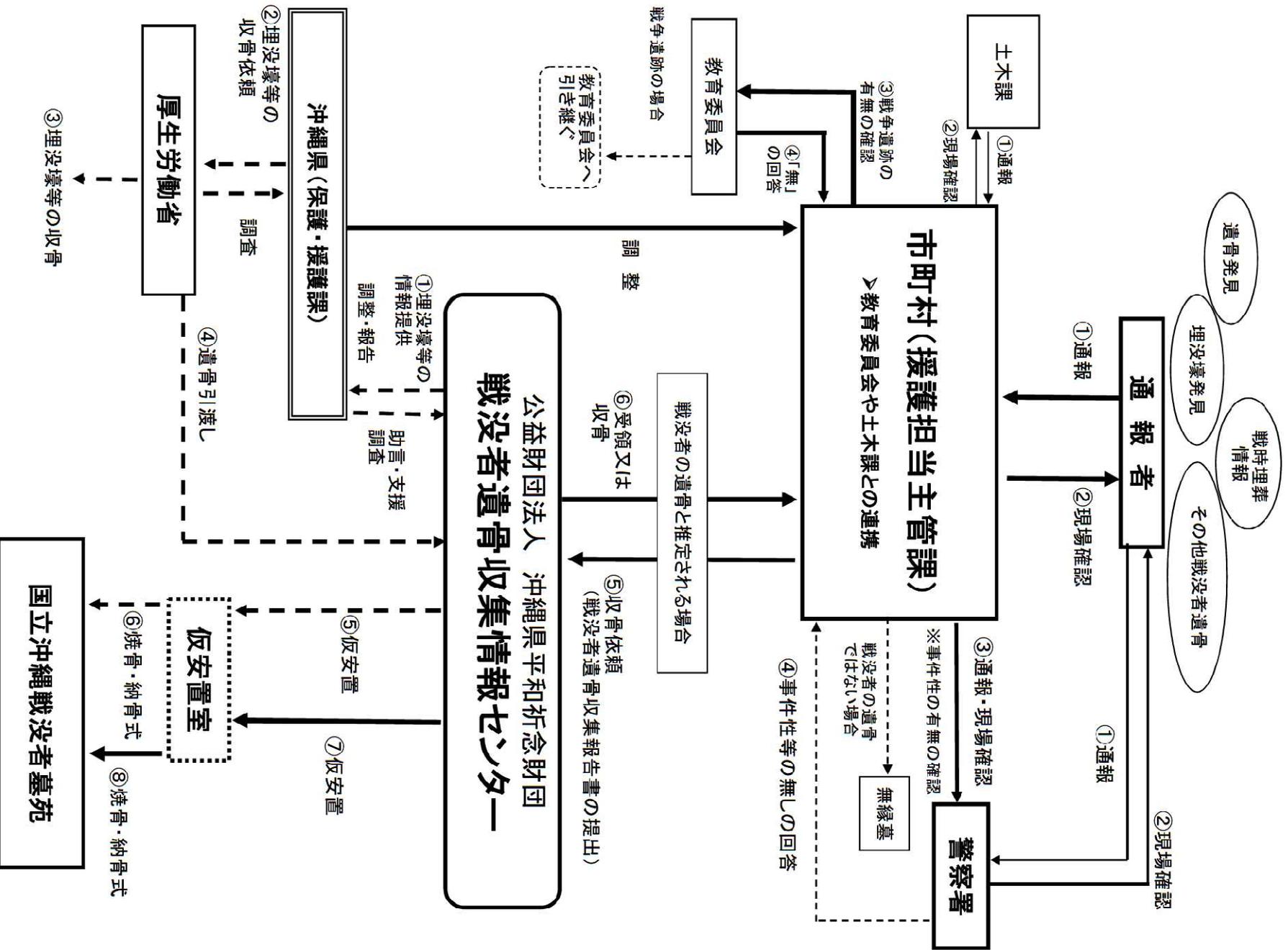


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

取組状況

- ・ 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地状況を踏まえ、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。令和7年1月～2月に旧海軍司令部壕の遺骨収集を実施し、1柱相当を収容した。

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
旧ソ連 (ウズベギスタンを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 20,160柱 ・未収容遺骨概数 32,840柱 	<p>(ロシア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシアによるウクライナ侵略を受け、直ちに事業を実施することが困難な状況。令和7年9月に危険情報の内容が一部改訂されたものの、渡航中止勧告は維持され、ロシアへの渡航を控えることが基本であることに変わりはなく、仮に事業を再開する場合には、現地の日本国大使館等と密接に連絡を取り、十分な安全対策を講じることが前提とされている。 ・今後、事業が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応する。 <p>(カザフスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月に埋葬地調査を実施。(キルギス共和国含む) <p>(タジキスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月にタジキスタン関係行政府との協議及び対象埋葬地2か所の視察調査を実施。 ・令和7年7月～8月に埋葬地調査を実施。 	<p>(ロシア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本人ではないとされた遺骨」の返還や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 <p>(カザフスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報に基づき、埋葬地調査及び遺骨収集を実施する。 <p>(タジキスタン共和国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな埋葬地情報が寄せられた場合には、埋葬地調査を実施する。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
モンゴル	<p>(モンゴル抑留中死亡者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,000人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 200柱 <p>※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月に埋葬地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報に基づき、埋葬地調査を実施する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
ウズベキスタン (旧ソ連地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 <p>(旧ソ連地域の統計・実績に含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。また、2か所については埋葬地の所在が確認できていない。 ・2か所の埋葬地調査の実現に向けて、外務省等関係行政機関と連携し、ウズベキスタン共和国との協議等を行い、その結果を踏まえて、遺骨収集を推進する必要がある。 ・令和6年6月、埋葬地調査の実施等に関して、在ウズベキスタン日本大使館、ウズベキスタン外務省及び内務省の三者協議が行われた。 ・令和7年1月にウズベキスタン共和国政府と埋葬地調査等についての協議を実施。 	<p>令和8年3月に埋葬地調査等についての協議を実施予定。</p>

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,587柱 ・未収容遺骨数 549柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、遺骨を収容。 ・令和7年7月14日～18日、10月20日～24日、12月8日～12日に戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している遺骨について、形質鑑定を行うとともにDNA鑑定及び同位体分析用の検体を選別・採取し、厚生労働省へ護送した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。
硫黄島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,770柱 ・未収容遺骨概数 11,130柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収集を実施。 ・令和7年度は、以下の日程で遺骨収集を実施し、23柱を収容。 第1次 7月2日～7月17日 第2次、第3次遺骨収集を実施予定であったが、噴火活動の影響により中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度は、左記の「取組方針」に基づき令和7年4月17日に決定された「令和7年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、 1. ボーリング調査等で発見された滑走路地区等における未探索の塚の開口工事、塚内調査等 2. 防衛省によるプレキャスト版実証実験に伴う滑走路地区の掘削調査（⇒令和8年度に実施へ） 3. 樹木等の全伐開による表層の遺骨調査等を行う。 ・令和7年度は、左記に加え、以下の日程で遺骨収集を実施予定。ただし、噴火活動の影響により一部事業を縮小のうえ実施。 第4次：3月2日～3月12日

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
ギルバート諸島 ・ブタリタリ (マキン) ・タラワ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある、DNA鑑定用の検体（令和元年度：162検体、令和5年度：408検体）を送還した。 ・令和7年7月にDPAA管理下にある、DNA鑑定用の76検体を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する予定。 ・令和8年1月にマキン環礁にて現地調査・遺骨収集を実施予定。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,310柱 ・未収容遺骨概数 6,890柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本的見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島については、埋没戦車、集団埋葬地等、複数の遺骨情報を保有。 ・アンガウル島については、集団埋葬地の遺骨情報を保有。 ・令和6年5月及び9月のペリリュー島現地調査で集団埋葬地と思われる場所から遺骨が確認されたことから同地を集団埋葬地と判断。 ・令和7年5月に福岡厚生労働大臣がパラオ共和国を訪問し、令和8年度以降の遺骨収集事業の加速化に向けた協力要請を行った。 ・令和7年5月～6月、7月、10月にペリリュー島で現地調査を実施した。 ・令和7年6月～7月及び9月にアンガウル島で現地調査を実施した。 ・令和7年12月にペリリュー島及びアンガウル島で現地調査・遺骨収集を実施し、91柱の遺骨及びDNA鑑定用の検体（213柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペリリュー島の集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていく。 ・令和8年1月にアンガウル島、令和8年2月にペリリュー島で現地調査を実施予定。
ミクロネシア連邦 ・トラック諸島	(トラック諸島) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイ (メレヨン) 環礁) <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・令和5年10月、令和6年2～3月、6月に沈没艦船「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（3柱相当）を送還した。 ・令和6年6月、令和7年2月に沈没艦船「愛国丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（38柱相当）を送還した。 ・令和7年9月に沈没艦船「追風」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（23柱相当）を送還した。 	(チューク州 (トラック諸島)) ・水曜島については地権者との合意が必要。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱 	<p>＜協力覚書締結後の遺骨収集事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。 ・令和7年6月～7月、9月に現地調査・遺骨収集を実施した。 <p>＜フィリピン国内保管遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月から現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施し、令和6年10月に確認作業を終えた。 	<p>＜協力覚書締結後の遺骨収集事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年3月に現地調査・遺骨収集を実施予定。 ・継続して事業が実施できるようフィリピン政府と協議を進める。 <p>＜日本送還済みの遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン政府と、日本人ではないとされた遺骨の返還について協議を進める。 <p>＜フィリピン国内保管遺骨への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形質の確認作業の実施結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。
ベトナム・ラオス・カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ベトナム）2件の保有情報あり（精査中）。 ・（その他地域）保有情報なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報精査の結果を踏まえ、今後の現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
タイ・マレーシア・シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・(タイ) 保有情報あり(8件、精査中)。 ・(マレーシア) 保有情報あり(1件)。 ・(シンガポール) 保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> (タイ) ・令和8年3月に現地調査を実施予定。 (マレーシア、シンガポール) ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に現地調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響やミャンマー情勢の悪化により事業が実施できていなかったが、外務省や在外公館と再開の可否について慎重に検討を行ったうえ、令和5年10月に職員を現地に派遣し、現地関係機関と事業再開に向けた協議を実施。 ・令和7年3月の地震後、事業実施を見合わせていたが、令和7年10月に現地調査を実施し、事業再開及び活動地域の拡大について、現地関係機関と協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。 ・日本人ではないとされた遺骨の返還について、ミャンマー側と協議を進める。 ・令和8年1月に現地調査・遺骨収集を実施予定。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月、インド文化省人類学調査局(AnSI)との間で、遺骨の保管と送還に関する協力覚書を取り交わした。 ・令和7年9月、11月にナガランド州で現地調査を実施した(マニプール州については現地情勢の悪化により、情勢が改善されるまでは実施を見送っている)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。 ・令和8年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
バングラデシュ	保有している統計なし	<ul style="list-style-type: none"> ・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・CWGCやバングラデシュ政府と調整を続けた結果、令和6年度に実施許可が得られたことから、同年11月、マイナマティ戦没者墓地において遺骨収集派遣を実施し、DNA鑑定用の検体（23柱相当）を送還した。 ・令和7年11～12月にチッタゴン戦没者墓地での遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（19柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報に基づき、現地調査及び遺骨収集を実施する。
北ボルネオ	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。 ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。 ・現地調査の実施について、令和6年よりマレーシア国防省と調整を続けた結果、令和7年8月に実施許可が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月に現地調査を実施予定。
インドネシア (西イリアン (西部ニューギニア等)を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア（西イリアン）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、協定への署名が行われた（協定の効力は3年間。令和4年6月、令和7年6月に期間延長）。 ・令和7年7月～8月に現地調査・遺骨収集を実施し、3柱相当の遺骨を収容。検体のみジャカルタに移送し、インドネシア文化省で一時保管中。 ・令和7年9月に現地調査を実施。 ・令和7年11月に現地調査・遺骨収集を実施し、8柱相当の遺骨を収容（検体採取、移送手続きが間に合わなかったため、遺骨は現地で一時保管中）。 ※両国間の協定に基づき、インドネシア政府機関においてDNA解析を行い、その解析データを踏まえて厚生労働省において日本人戦没者と判定された場合に、火葬のうえ日本へ御遺骨を送還する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月に現地調査・遺骨収集を実施予定。 ・協定に基づき、引き続き事業を継続する。

各地域の取組状況 ⑧

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
東部ニューギニア	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還した。 ・令和7年11月～12月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（28柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月に遺骨収集を実施予定。 ・令和8年3月に現地調査・遺骨収集を実施予定。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,960柱 ・未収容遺骨概数 57,740柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年5月～6月及び9月～10月にガダルカナル島、ニュージョージア島、フロリダ諸島等で現地調査を実施した。 ・令和7年7月にDPAA管理下にある、DNA鑑定用の1検体を送還した。 ・令和7年10月～11月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。 ・令和7年12月にガダルカナル島で遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（70柱相当）を送還した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月～3月に遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
樺太・千島	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアによるウクライナ侵略を受け、現時点において、直ちに事業を実施することが困難な状況である。 ・今後、事業が可能となった段階で、速やかに事業を実施できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応する。 ・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地調査・遺骨収集派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報なし。 ・昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑩

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(13件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・令和7年5月、同年7月に予定している遺骨収集派遣に向けて遺骨情報地点での調査及びモンゴル赤十字社等での協議を行った。 ・令和7年7月～8月に遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(20柱相当)を送還した。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・保有する情報に基づき、現地調査及び遺骨収集を実施する。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッセ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館から提供されたウォッセ島の遺骨情報に基づき、ウォッセ島を中心に遺骨収集を実施。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、DPAAに情報提供を求めているところ。同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米国側の許可取得が必要。 ・令和7年10月にウォッセ環礁で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(15柱相当)を送還した。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・令和8年1月にクエゼリン環礁で現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,530柱 ・未収容遺骨概数 4,970柱	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4～5月のテニアン島現地調査において、米軍の埋葬図面に基づき試掘を行ったところ、集団埋葬地（第2日本人戦没者墓地）と思われる場所から遺骨が図面のとおりに埋葬されていることを確認し、同地を第2墓地であると判断。 ・令和7年7月にグアム島で現地調査を実施。 ・令和7年7月～8月及び9月にテニアン島で現地調査を実施。 ・令和7年8月～9月にサイパン島で現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テニアン島の集団埋葬地の遺骨収集を加速化させていく。 ・令和8年2月～3月にサイパン島、テニアン島で遺骨収集を実施予定。
アリューシャン列島 (アッツ島)	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件（極寒地、濃霧等天候不順）、地理的条件（宿泊場所、人員、食事等の確保など）への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・令和6年11月27日付けで、米国陸軍工兵隊と今後の遺骨収集事業実施に係る協力覚書を取り交わした。 ・令和7年8月に協力覚書に基づき、米国側と共同で現地調査を実施し、今後の遺骨収集方法等の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力覚書に基づく、次年度からの環境影響評価に向けて、米国側と調整していく。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有情報あり（4件、精査中）。 ・外交上の問題のため、政府派遣による収集は実施されていない。 ・昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。 ・令和7年9月に現地調査の実施に向けた協議を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報に基づく現地調査の実施に向けて関係各所との調整を行う。
北朝鮮	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。北朝鮮側は、調査機関として特別調査委員会を設置。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和7年12月末時点)	現状・課題 (令和7年12月末時点)	今後の予定 (令和7年12月末時点)
<p>地域不明</p> <p>※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。</p>	<p>収容遺骨数 17柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 	<p>(米国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月に遺骨受領派遣を実施予定。 ・その他、外務省等関係機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国等に派遣団を送り調査等を行う。
<p>その他</p> <p>海外資料調査</p>	<p>埋葬地点推定情報：1,846件</p> <p>取得資料枚数：約25万枚</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・令和4年度に、米国海軍設営隊資料館が保管する機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点等に関連する文書（4,486ファイル合計86,942枚）を調査し、日本人戦没者の埋葬地点等と思われる記載がある84枚の資料を取得した。当該資料を精査・分析した結果、令和5年7月にマーシャル諸島クエゼリン島の日本人墓地に関する位置情報（1件）が得られた。 ・その他、これまでに取得した資料を精査・分析した結果、令和7年7月に沖縄（17件）の情報が得られた。 ・これら情報については、今後の現地調査に活用することとしている。 ・米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国国立公文書館に対し、前回の調査後、機密指定解除となった日本人戦没者の埋葬等に関連する文書がないか確認を行ったところ、令和6年夏までに各館から該当文書は無い旨回答あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各国から有効な情報が得られた場合は、現地に職員等を派遣し、保管資料について調査を実施する。 ・米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国国立公文書館等に対し、令和8年3月末までに再度照会を行い、日本人戦没者の埋葬等に関連する資料が今後機密指定解除され、所蔵文書に追加される予定があるか確認予定。

保有する遺骨及び埋葬地情報の推移について

集中実施期間における現地調査

(参考) 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2)集中実施期間」より抜粋

(中略) 今般の集中実施期間の延長を踏まえ、政府は、**これらの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できる場所のうち国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所(令和4年3月末時点)の情報及び新規に取得が見込まれる情報**に関し、**令和11年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施**するものとする。その上で、相手国政府等の協力を得ながら、我が国の戦没者の遺骨であることを確認し、その結果を踏まえて集中実施期間に一柱でも多くの戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

(※) 「現地調査」は指定法人へ委託。指定法人は、各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施。

(※) 指定法人は、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会。

保有情報の推移



【2,734箇所の内訳】

- ①現地調査実施中 360箇所
※引き続き、遺骨の有無を確認する情報数
- ②調査未着手 2,374箇所
※令和11年度までに着手予定の情報数

南方等戦闘地域

沖縄	マリアナ諸島	東部ニューギニア	フィリピン	ミャンマー	ビスマーク・ソロモン諸島	インドネシア	インド	パラオ諸島	マーシャル諸島	中国本土	米国	北ボルネオ	タイ	樺太・千島(北樺太を除く)	オーストラリア	モンゴル	トラック諸島	バングラデシュ	台湾	ベトナム	マレーシア	アッツ島	その他	旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地
22	575	558	508	341	307	139	91	28	19	15	14	12	8	8	5	5	4	3	3	2	1	1	13	52

※情報の精査により、数値に変動が生じる可能性がある。

集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ①

現地調査の対象とする埋葬地情報

各国の公文書館における資料調査と現地における聴き取り等の調査により、①**戦没場所**と②**戦没者が埋葬された事実**を把握した場合に、より確度の高いものとして優先的に現地調査の対象としている。

- **戦没場所** <確度がより高まる例> 絞り込める場所が「点」か  絞り込める場所が「面」か
- **埋葬事実** <確度がより高まる例> 記述・証言が「直接的」か  記述・証言が「伝聞情報」か

現地調査による遺骨発見状況（R7.9月末）

- 新型コロナによる事業の中断後、**令和4年度に31回、令和5年度に34回、令和6年度に37回**の現地調査を実施。
- 令和4年度以降に実施した現地調査における遺骨の発見状況は以下のとおり。
 - ✓ 現地調査を概了した埋葬地情報の数 **798箇所**（うち**戦没者の遺骨発見 506箇所**）
 - ✓ 上記のほか、現地調査を実施中の埋葬地**66箇所**で**戦没者の遺骨を発見**

※ 保有情報の精査により、調査は概了と判断した情報数は、**419箇所**
（埋葬場所が他の情報の埋葬場所と同一であることが判明したケース、具体性の欠く情報であり埋葬場所の特定ができないケースなど）

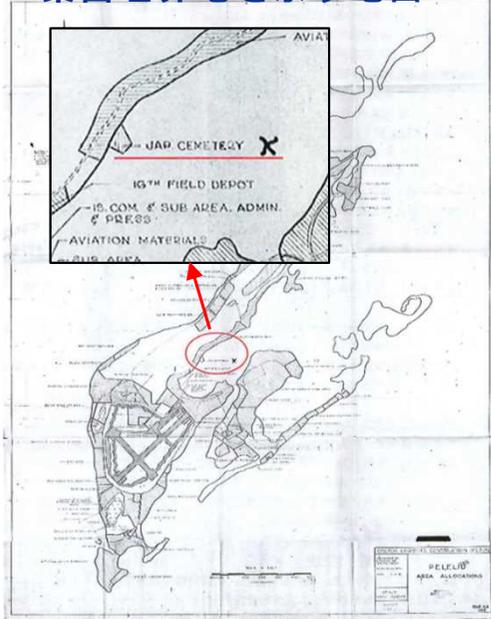
集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ②

公文書館等の資料調査から遺骨収集につながった事例

ペリリュー島集団埋葬地

- 平成25年に水戸二連隊ペリリュー島慰霊会が集団埋葬地を示す地図を米海軍設営隊博物館から入手。
- 平成26年に厚労省が埋葬者数1,086名と記された資料を入手。
- 平成29年に厚労省が集団埋葬地の位置情報（グリッド情報）が記載された資料を米国立公文書館から入手。
- これらの資料を基に現地調査を実施し、令和6年9月の現地調査で集団埋葬地と判断。これまでに186柱相当の遺骨を収容。（令和7年12月末時点）

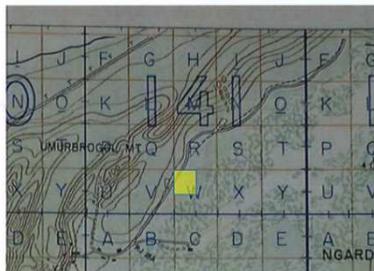
集団埋葬地を示す地図



位置情報（グリッド情報）



CEMETERY FOR ENEMY DEAD OPENED AT 0800 1 27 OCT AT ONE FOUR ONE WILLIAM ONE. (10月27日8時に141W1の地点に敵の埋葬準備が完了した。)



141Wは200ヤード×200ヤード
よって141W1は100ヤード×100ヤード(91.44m×91.44m)の範囲となる。

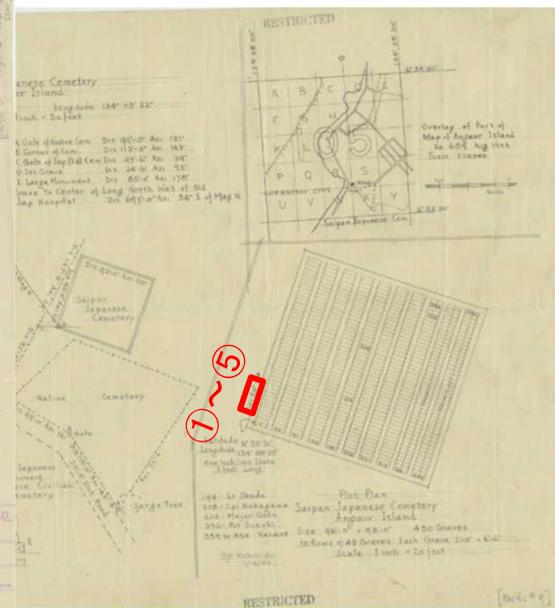
アンガウル島「サイパン日本人墓地」

- 平成27年度に厚労省が「サイパン日本人墓地」（埋葬者数358名）の地点を示す地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 入手資料を基に現地調査を実施し、平成30年度に墓地の地点を特定。これまでに296柱相当の遺骨を収容。（令和7年12月末時点）

墓地の地点を示す地図



埋葬図面



ペリリュー島集団埋葬地における遺骨収集事業の加速化に向けた直近の取組

○ 令和7年5月5日付、報道発表資料

福岡大臣がパラオ共和国で戦没者の慰霊・献花を行い、遺骨収集現場を訪問
～ メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、遺骨収集を加速させることで合意 ～

福岡資麿厚生労働大臣は、5月4日から6日までパラオ共和国に出張中のところ、本日先の大戦で激戦地となったペリリュー島に日本政府が建立した「西太平洋戦没者の碑」にて、慰霊および献花を行いました。

また、ペリリュー島では、令和6年9月に確認された日本人戦没者の集団埋葬地(米国資料によれば埋葬者数 1,086名)等を訪問し、現在進められている遺骨収集作業の現場の状況等を確認しました。

さらに、メトゥール人的資源・文化・観光・開発大臣と会談し、パラオ共和国における遺骨収集事業および日本人戦没者の碑等の維持管理に関するパラオ側の協力を述べました。この会談では、戦後80年が経過する中、ペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集を加速するため、日本側は令和7年度の関係予算を倍増させて集中的に取り組むこととしていますが、令和8年度以降さらに遺骨収集を加速化させるために必要な協力をパラオ側に要請しました。

これに対し、メトゥール大臣からは、令和8年度以降、日本側がペリリュー島の集団埋葬地における遺骨収集の取り組みをさらに強化し、派遣期間を更に倍増し一年間に渡って毎月作業を実施する場合にも対応できるよう、パラオ政府として最大限の協力(※)を行っていく旨の発言がありました。

※パラオ共和国では、遺骨収集作業に文化歴史保存局(BCHP)の職員がモニタリングのために立ち会います。

厚生労働省は、今回の閣僚会談での合意を踏まえ、集団埋葬地における御遺骨の埋葬状況を見極める必要があるものの、おおむね令和9年度までに御遺骨の収容作業を概了させることを目指して、今後、パラオ共和国政府と緊密に連携しながら、ペリリュー島で確認された集団埋葬地における遺骨収集を加速化させるための取り組みを具体化し、実行していきます。

集中実施期間における戦没者の遺骨収集事業の取組状況について ③

公文書館等の資料調査から遺骨収集につながった事例

テニアン島集団埋葬地

- 平成23年度にテニアン島に米軍が造営した集団埋葬地の資料を米国立公文書館から入手。資料には埋葬者数（138名※）と位置情報（緯度経度）が記載されていた。
- 平成26年度に集団埋葬地の地図と埋葬図面を米国立公文書館から入手。
- 令和5年度に集団埋葬地の写真を入手。
- これらの資料を基に現地調査を実施し、令和7年4～5月の現地調査で集団埋葬地と判断。これまでに86柱を収容。（令和7年12月末時点）

（※）143名と記載している資料も有り

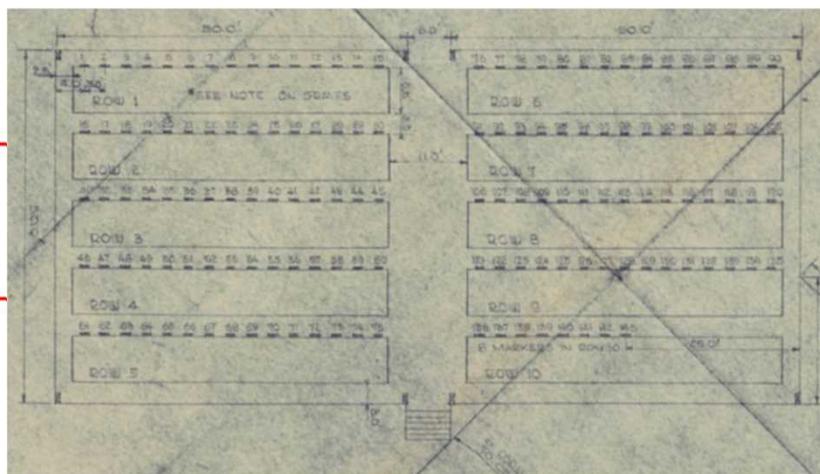
埋葬地の写真



埋葬者数と位置情報を示す資料

1. 4th Marine Division Cemetery.	Lat. 15° 09' 40" N. Long. 145° 42' 52" E.	1402	0	0	1402
1. 4th Marine Division Cemetery.	Lat. 15° 08' 15" N. Long. 145° 42' 08" E.	1131	0	31	1162
TINIAN:					
1. American Cemetery.	Lat. 15° 04' 11.157" N. Long. 145° 36' 53.723" E.	582	0	0	582
2. Japanese War Dead Cemetery No. 1.	Lat. 15° 04' 06" N. Long. 145° 36' 52" E.	0	0	308	308
3. Japanese War Dead Cemetery No. 2.	Lat. 15° 04' 9" N. Long. 145° 36' 52" E.	0	0	138	138
TENIAN:					
1. 4th Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 46' 3" N. Long. 141° 18' 41" E.	950	0	0	950
2. Fourth Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 46' 3" N. Long. 141° 18' 41" E.	2185	0	0	2185
1. Fifth Marine Division Cemetery.	Lat. 24° 45' 51" N. Long. 141° 17' 42" E.	2280	0	0	2280
1. Phoenix Cemetery No. 1	Lat. 21° 0' 0" N. Long. 150° 0' 0" E.				

地図（右）及び埋葬図面（下）



令和7年9月3日
【照会先】
社会・援護局 事業課
鑑定調整専門官 安永 直之（内線3502）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2228

報道関係者 各位

映画『ペリリュー ー楽園のゲルニカー』とタイアップします

先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報を目的にポスターを作成

厚生労働省は、先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報を目的に、12月5日全国公開となる映画『ペリリュー ー楽園のゲルニカー』とタイアップし、ポスターを作成しました。

映画の舞台でもあるペリリュー島は、先の大戦における激戦地の一つです。令和6年9月、同島で行った遺骨収集では、米軍が同島に造営した日本人戦没者の集団埋葬地（埋葬者1,086名）と思われる地点を調査し、同地点が集団埋葬地であると判断しました。現在、厚生労働省はペリリュー島の遺骨収集体制を強化し、この集団埋葬地の遺骨収集を行っています。

平成28年度に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）において、戦没者の遺骨収集は国の責務とされ、現在、令和11年度までを遺骨収集の集中実施期間として事業に取り組んでいます。

また、厚生労働省は、収集した戦没者のご遺骨をご遺族にお返しするためのDNA鑑定も実施していますが、DNA鑑定を行うには、ご遺族からDNA鑑定の申請をしていただくことが必要のため、この事業を広く周知しています。

このタイアップポスターは、全国の都道府県庁、市区町村役場などに掲示される予定です。今回の取り組みが、厚生労働省が行っている遺骨収集事業を知っていただくきっかけとなることを期待しています。

【作品介绍】映画『ペリリュー ー楽園のゲルニカー』

太平洋戦争末期、南国の美しい島・ペリリュー島。そこに、漫画家志望の兵士・田丸がいた。絵を描くことが得意な田丸は亡くなった仲間の最期の勇姿を遺族に向けて書き記す「功績係」を任命される。時に嘘を交えて美談に仕立てる仕事に「これは正しいことなのか？」と良心の呵責に苛まれる。

そんな彼の支えとなったのは、同期ながら頼れる上等兵・吉敷。2人は共に励ましあい、苦悩を分かち合いながら、特別な絆を育んでいく。

襲いかかる4万人以上の米軍の精鋭たち。日本軍は1万人。繰り返される砲撃に、鳴りやまない銃声、脳裏にこびりついて離れない兵士たちの悲痛な叫び。さっきまで隣にいた仲間が一瞬で

亡くなり、いつ死ぬかわからない極限状況の中で耐えたい飢えや渇き、伝染病にも襲われる兵士たち。次第に追い詰められた日本軍は玉砕すらも禁じられ、苦し紛れの時間稼ぎで満身創痍のまま持久戦を強いられ終てゆく。そして、最後まで生き残った日本兵はわずか34人。それぞれに生活があり、家族がいた。誰一人、死にたくなどなかった。ただ、愛する者たちの元へ帰りたい。過酷で残酷な世界でなんとか懸命に生きようとする田丸と吉敷。若き兵士2人が狂気の戦場で見たものとは――。

声の出演：板垣李光人 中村倫也 天野宏郷 藤井雄太 茂木たかまさ 三上瑛士 他

原作：武田一義「ペリリュー ー楽園のゲルニカー」（白泉社・ヤングアニマルコミックス）

監督：久慈悟郎

脚本：西村ジュンジ・武田一義

制作：シンエイ動画×富嶽

2025年12月5日全国公開

■ 遺骨収集事業の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

■ DNA鑑定の申請手続き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html

■ 映画『ペリリュー ー楽園のゲルニカー』公式サイト

<https://peleliu-movie.jp/>



厚生労働省は、戦没者のご遺骨の収集に取り組んでいます。収集したご遺骨をご遺族のもとへお返しするためのDNA鑑定も実施しており、ご遺族からの申請を受け付けています。

令和7年12月25日
【照会先】
社会・援護局 事業課
課長補佐 徳永 みどり (内線4525)
係 長 本間 実佳 (内線4513)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)2228

報道関係者 各位

先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報を目的に動画を公開しました
～ご遺骨を故郷へ、ご遺族の元へ～

厚生労働省は、「先の大戦における戦没者の遺骨収集事業」の広報を目的に、動画を制作し、本日ホームページに公開しました。

平成28年に成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）において、戦没者の遺骨収集は国の責務とされ、現在、令和11年度までを遺骨収集の集中実施期間として事業に取り組んでいます。

また、厚生労働省は、収集した戦没者のご遺骨をご遺族にお返すためのDNA鑑定も実施していますが、DNA鑑定を行うには、ご遺族からDNA鑑定の申請をしていただくことが必要のため、この事業を広く周知しています。

この動画をご視聴いただき、厚生労働省が行っている遺骨収集事業を知っていただくきっかけとなることを期待しています。

■タイトル

先の大戦における戦没者の遺骨収集事業について～ご遺骨を故郷へ、ご遺族の元へ～

■動画視聴 URL

・全体版（11分52秒）<https://www.youtube.com/watch?v=0oqRI4f0GQA>



・ダイジェスト版（3分58秒）https://www.youtube.com/watch?v=tN_7OYWORWY



■遺骨収集事業の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/index.html>

■DNA鑑定の申請手続き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137645_00006.html

戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

戦没者遺骨鑑定センター（概要）

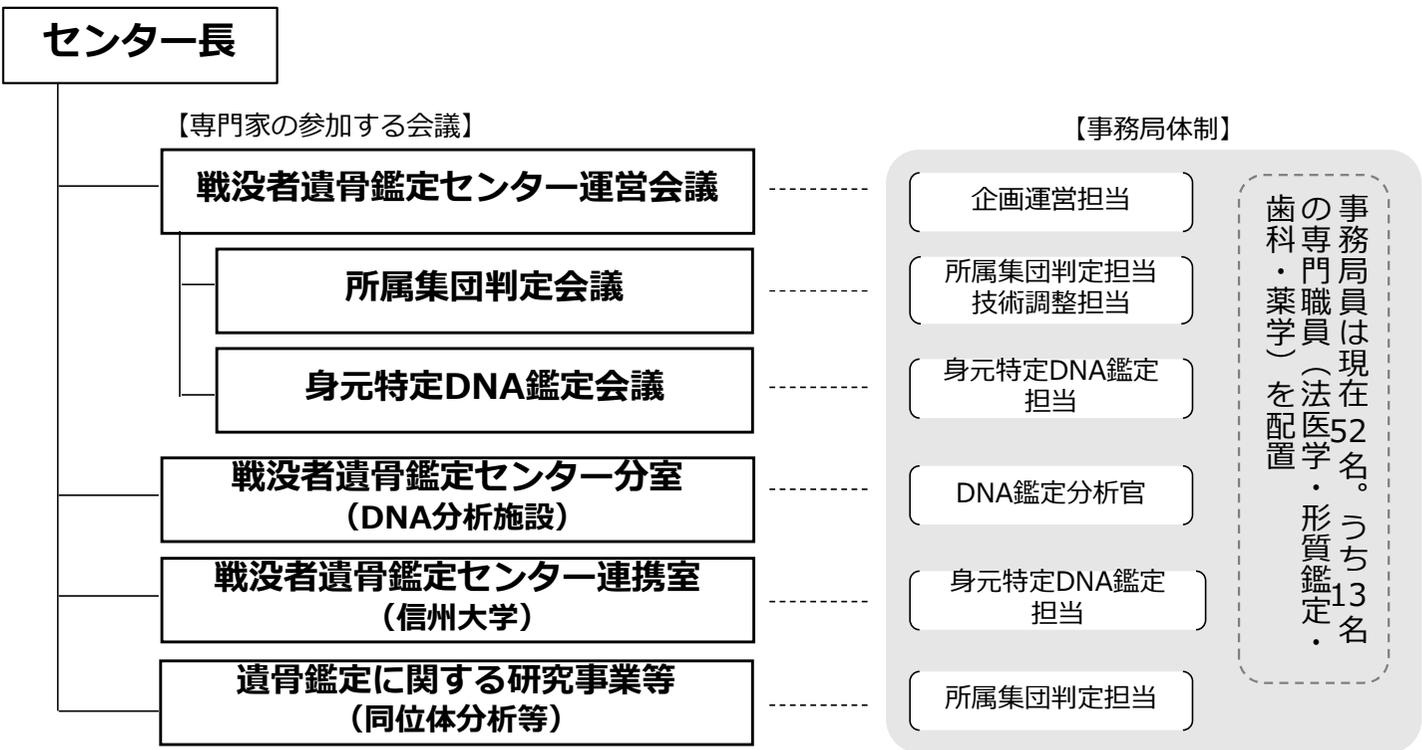
業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
 - ・日本人か否かの所属集団判定（形質鑑定、DNA鑑定）
 - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
 - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

戦没者遺骨鑑定センターの体制

※社会・援護局に設置（令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ）

（令和7年12月末現在）



戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について定期的に報告し外部有識者の意見をいただく

戦没者遺骨鑑定の実施状況等について

1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

○ 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を推定し、関係遺族に連絡。遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施

○ 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施（※）

（※）手掛かり情報がない遺骨について、身元特定のためのDNA鑑定により、令和2年度に硫黄島の遺骨2柱及びキリバス共和国タラフ環礁の遺骨2柱、令和4年度に硫黄島の遺骨1柱、令和6年度に沖縄の遺骨1柱、令和7年度に硫黄島の遺骨2柱の合計8柱について、身元を特定

○ 平成15年度から令和7年12月末までに遺族から9,111件の申請を受理（うち令和3年10月以降の手掛かり情報のない戦没者遺骨に係る申請は3,935件）

（実績）

（令和7年12月末現在）

身元特定	審議件数（平成15年度～令和7年12月末）	
	7,605件	身元が判明 1,290件

2 戦没者遺骨の所属集団判定

○ 戦没者遺骨の所属集団判定については、令和2年度から、DNA分析結果等を踏まえた判定を実施

○ 日本人の可能性が低いと判定した遺骨については、相手国政府と返還協議を実施

○ DNAの著しい劣化等により判定不能な遺骨は、国立科学博物館において次世代シーケンサによるSNP分析（※）を実施。令和4年12月より、SNP分析結果を含めて遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案して所属集団を判定

（※）SNP分析：劣化したDNA断片からDNA配列を分析。出土人骨の分析にも活用

○ 令和4年度から同位体分析の遺骨鑑定への活用に関する研究事業を実施し、日本人に関する同位体データ等を検証

（実績）

（令和7年12月末現在）

所属集団	判定結果（令和2年度～令和7年12月末）		
	日本人遺骨 8,873件	判定不可 63件	日本人遺骨の可能性低い 301件

3 戦没者遺骨の鑑定体制の強化

○ 戦後80年余が経過し遺族が高齢化する中で一柱でも多くの遺骨の身元を早く特定することが必要であることに加えて、令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び実施体制の抜本的な見直し」を受けて、日本人と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、遺骨の科学的鑑定体制の強化が必要

○ 鑑定機関に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。令和7年12月末までに943(872)件（遺骨382(321)件、遺族561(551)件）のDNA抽出・分析を実施（※）

（※）現在DNA抽出中のものを含む。このうち、（ ）はデータ抽出済み件数。

○ 令和6年4月、戦没者遺骨のDNA鑑定の迅速化及び高度化に寄与することを目的とし、「信州大学医学部と厚生労働省社会・援護局との連携に関する協定書」を締結。同大学構内に連携室を設置し、DNAの抽出や解析が難しい事案の研究などに集中的に取り組む

令和7年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

1. 身元特定DNA鑑定会議（戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について）

○ 令和7年度はこれまでに3回開催。579件の鑑定結果を審議した結果、7件について身元が判明した。

2. 所属集団判定会議（戦没者遺骨の所属集団の判定状況について）

○ 令和7年度はこれまでに3回開催。1,304（443）件を審議した結果、「日本人の遺骨である」が1,061（378）件、「判定不可」が215（38）件、「日本人である可能性が低い遺骨」が28（27）件となった。

（注）（ ）内の数は次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数

		（令和6年度末時点件数）	（令和7年12月末時点件数）
確認状況 身元の	遺骨の身元が判明した遺族	1,283	1,290
	遺骨の身元が判明に至らなかった遺族	5,743	6,315
所属集団の確認状況	日本人の遺骨	7,812	8,873
	判定不可の遺骨※1	1,794 うち所属集団判定会議 における判定：1,791	2,009 うち所属集団判定会議 における判定：2,006
	日本人である可能性が低い遺骨※2	733 うち所属集団判定会議 における判定：273	761 うち所属集団判定会議 における判定：301

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体と、そのほか「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件のうち、所属集団判定会議での未審議分を含む。

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について

【令和7年度における広報の取組】

- 新聞広告など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請をご案内
- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の取組周知を図るため、恩給及び援護年金受給者宛の受給額のお知らせに、リーフレット（右参照）を同封し、DNA鑑定の申請をご案内
- 令和7年4月から受付が開始された特別弔慰金の請求受付時や国債交付時などの機会に、御遺族に対するリーフレットの配布を市区町村に依頼
- また、令和4年度末に開設した厚生労働省LINE公式アカウントを活用して、DNA鑑定の申請に関する情報提供を実施



（参考）令和7年度に実施した広報の取組

- 令和7年5月に援護年金受給者宛、6月に恩給受給者宛の受給額のお知らせにリーフレットを同封
- 令和7年5月に
 - ・市区町村の特別弔慰金受付窓口へポスター・リーフレットを送付し、ご遺族へリーフレットの配布を依頼
 - ・地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和7年8月に全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙（計10紙）へ新聞広告
- 令和7年8月に日本遺族会の広報紙への掲載
- 令和7年8月に映画「ペリリュー 楽園のゲルニカ」（12月5日公開）とのタイアップポスターを地方自治体等に配付
- 令和7年9月に地方紙（計60紙）へ新聞広告
- 令和7年10月に特別弔慰金新規対象者宛のお知らせにリーフレットを同封
- 令和7年11月に（公社）全国老人福祉施設協議会の協力を得て、介護施設にポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和7年12月に厚生労働省HPにて公開された先の大戦における戦没者の遺骨収集事業の広報動画において、DNA鑑定について周知
- 令和8年1月に沖縄県主要地方紙へ新聞広告

（厚生労働省ポスター・リーフレット）



戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。全地域の合計で約16,000検体を保管しており、これまで約1,300柱の身元が特定されました。

- ・アッツ島
- ・硫黄島
- ・インド
- ・インドネシア（西部ニューギニア含む）
- ・沖縄
- ・樺太・千島
- ・旧ソ連等
- ・旧ソ連、モンゴル
- ・タイ
- ・中部太平洋地域
 - ウエーク島、ギルバート諸島、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メロン島
- ・東部ニューギニア
- ・ノモンハン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・フィリピン
- ・ミャンマー（ビルマ）（50音順）

※令和7年10月末時点の状況。他の地域もご遺骨の検体が採取された後鑑定を実施します。

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先 **03-3595-2219** 受付時間(平日のみ) 9:30～18:00 詳細はホームページをご覧ください



戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

1 戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

事業開始	事業名	実施機関
令和2年度	①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業	国立科学博物館
	②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業	国立科学博物館
令和4年度	③戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業	東京大学総合研究博物館
令和6年度	④同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化	東京大学総合研究博物館等

【令和7年度の取組】※いずれも継続実施

- 1 令和7年度は約230件を分析予定。
- 2 令和7年12月末までに11名の形質鑑定人を養成。このうち4名が遺骨鑑定人として遺骨収集事業に同行した。引き続き、遺骨収集事業に協力いただく予定。
- 3 令和7年度は骨アパタイトの続成作用の影響を検証し、骨アパタイトの標準プロトコル作成。骨アパタイトから酸素、歯・骨アパタイトからストロンチウムを分析するとともに、日本人に関するストロンチウム等の確率分布の作成などに向けて取り組んでいるところ。
- 4 令和7年度はフィリピン（PHL）現代人から試料採取。PHLとインドネシア（IDN）試料の各種同位体分析を行いデータベース（DB）を作成。両国の遺跡出土人骨等の各種同位体分析に関する文献を調査し、当該DBの妥当性を検証。また、パプアニューギニア現代人と日本人戦没者の判別式の開発などに向けて取り組んでいるところ。

2 厚生労働科学研究「戦没者遺骨の身元特定にかかるDNA鑑定の精度向上に関する研究」の成果について

令和3年度から5年度まで実施した厚生労働科学研究「戦没者遺骨の身元特定にかかるDNA鑑定の精度向上に関する研究」（戦没者遺骨の標準プロトコルの作成、多数の遺骨・ご遺族から該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトウェアの開発）について、令和6年12月鑑定機関の関係者等に対して研究成果報告会を実施した。

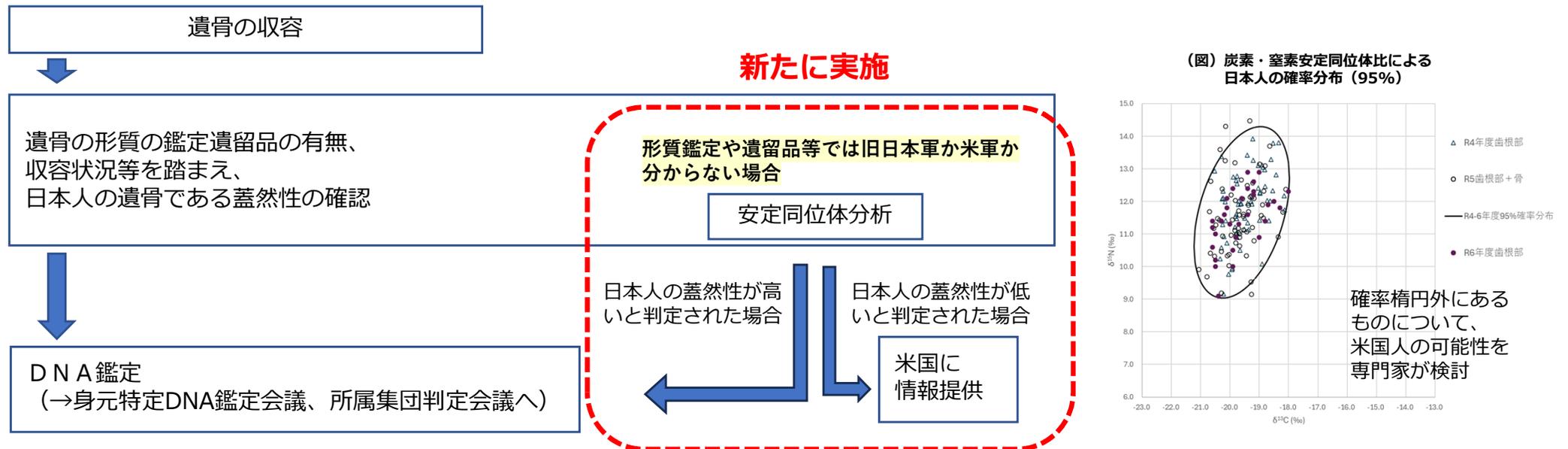
報告会等で寄せられた意見も踏まえつつ、令和6年度から身元確認用スクリーニングソフトウェア「RelSearch」の試験運用による検証を開始（令和7年2月、7月、11月に鑑定機関と意見交換会を実施）し、ソフトウェアの実用化を目指す。⁵

硫黄島収容遺骨の安定同位体分析の実施について

1 硫黄島収容遺骨に対する同位体分析の活用について

- 安定同位体については、遺骨に含まれる複数の元素の安定同位体データを基に、戦没者の食習慣（食性）や成育地域を推定し、日本人かどうかの所属集団の判定に活用することを、令和4年度から研究中。
- 硫黄島の戦没者は旧日本軍と米軍の関係者に限られ、また、日米で食性が大きく異なる。
- そのため、現段階での安定同位体分析の研究成果（下記図）を活用し、形質鑑定や遺留品等の情報から、日本人の蓋然性の判定が難しい遺骨について同位体分析を行うことにより、DNA鑑定の必要な検体を精査し、効率的に鑑定を進めることができる。

2 遺骨収容・鑑定プロセス



〈委託研究〉 戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業

- 同位体分析の分析手法の構築や日本人に関する同位体の分析データを作成するため、令和4年度から、①標準分析法、②年代測定に関する基準値、③日本人に関する確率分布の作成について研究事業を実施（現在東京大学総合研究博物館に委託）
- 令和7年3月から、遺骨収集事業において沖縄県で収容した遺骨について、古墓由来（沖縄に古来よりある自然塚等を利用した墓）の遺骨と戦没者遺骨の区別を目的として、放射性炭素年代測定を活用した古墓判定を開始

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①標準分析法の作成 〔骨・歯から、同位体分析に必要な試料を採取し分析するための標準分析法を作成〕	骨・歯コラーゲン分析法	分析法作成				
	歯アパタイト（エナメル質）分析法		分析法作成			
	骨アパタイト分析法			分析法作成 続成作用の影響を検証		
②年代測定に関する基準値の作成 〔同位体分析による年代測定から、遺骨が近世現代人かどうかを判定する基準を作成〕	放射性炭素同位体分析による基準	沖縄古墓判定で用いている年代測定に関する基準値の精度検証	年代測定に関する基準値の作成			
戦没者遺骨鑑定センター運営会議、有識者会議への報告等				FMCによる沖縄収容遺骨の古墓判定基準分析法及び日本人確率分布 コラーゲン：C, N	分析法及び日本人確率分布 コラーゲン：S 歯アパタイト：C, O （炭酸塩）	委託研究成果の総括報告 分析法及び日本人確率分布 骨アパタイト：O （リン酸塩、炭酸塩） 歯・骨アパタイト：Sr 各種安定同位体分析データによる日本人に関する確率分布

③日本人に関する安定同位体分析データの作成 〔日本人に関する安定同位体分析データを収集・精査し、日本人遺骨の蓋然性が高いと判断するために、日本人に関する安定同位体の確率分布を作成〕	食習慣	炭素（C）に係る確率分布	日本人の安定同位体分析データを検証	分析法及び日本人の確率分布を作成	＜厚生労働科学研究＞ 海外の分析データと比較検証	
		窒素（N）に係る確率分布				
		硫黄（S）に係る確率分布				
	水	酸素（O）に係る確率分布 歯アパタイト（エナメル質） 骨アパタイト		日本人の安定同位体分析データを検証	分析法及び日本人の確率分布を作成	＜厚生労働科学研究＞ 海外の分析データと比較検証
		ストロンチウム（Sr）に係る確率分布		日本人の安定同位体分析データを検証	分析法及び日本人の確率分布を作成	

〈厚生労働科学研究〉 同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化

○遺骨の収容地域（南方）の方が日本人かの所属集団の判別の研究のため、令和6年度から、南方地域の現代人の試料採取・分析、文献調査、データベースの構築・検証、安定同位体データ（炭素/窒素/硫黄/酸素/ストロンチウム）を用いた日本人と南方地域の方の判別式及び判別ソフトの開発等について、研究事業を実施

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
現地住民DBの構築	PNGのDB構築 ・現代人試料の採取（PNG/IDN） ・各種安定同位体分析（PNG）	PHL/IDNのDB構築 ・現代人試料の採取（PHL） ・各種安定同位体分析（PHL/IDN）	CPOのDB構築 ・現代人試料の採取（CPO） ・各種安定同位体の分析（CPO） ・追加採取/分析（PNG/PHL/IDN）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> PNG（パプアニューギニア） PHL（フィリピン） IDN（インドネシア） CPO（中部太平洋） JPN（日本） ISOLOCATE （骨や歯の安定同位体分析データからの米国人等を判別するオンラインツール） </div>
DB妥当性の検証	PNGの文献調査 ・遺跡出土骨や動物骨の各種安定同位体に関する文献調査、現代人DBの妥当性検証	PHL/IDNの文献調査 ・遺跡出土骨や動物骨の各種安定同位体に関する文献調査、現代人DBの妥当性検証	CPOの文献調査 ・遺跡出土骨や動物骨の各種安定同位体に関する文献調査、現代人DBの妥当性検証	
判別式の開発	頭髮DBによる検討 ・既報の現代人集団の各種安定同位体データ（頭髮等）を用いて、集団判別分析に係る統計的手法の予備的検討	PNG/JPNの判別 ・PNGについて日本人戦没者との判別式を開発	PNG/PHL/IDN/CPOとJPNの判別 ・PNG/PHL/IDN/CPOの各国と日本人戦没者を判別するための判別式を開発	
ソフトの開発	—	ISOLOCATEと比較検証 ・統計手法等をDPAAと意見交換	ソフト開発完了 ・PNG/PHL/IDN/CPO/JPN所属集団判別ソフトウェア	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
簡易前処理装置の開発	歯エナメル質用装置の試作 ・酸素/ストロンチウム	再現性確認、改造・調整	現地試料採取で試用⇒ 開発完了	
	—	コラーゲン用装置の試作 ・炭素/窒素/硫黄	再現性確認、改造・調整 現地試料採取で試用⇒ 開発完了	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
戦没者遺骨鑑定センター運営会議、有識者会議への報告等	—	令和6年度の研究報告 ・分析結果と文献調査の考察（PNG） ・簡易前処理装置の試作機について（歯エナメル質用）	令和7年度の研究報告 鑑定プロセスへの導入の検討 ・PNGとJPNの判別式	厚生労働科学研究の成果報告(総括) 鑑定プロセスへの導入の検討 ・PNG/PHL/IDN/CPOとJPNの判別式 ・所属集団判別ソフトウェア ・簡易前処理装置

(参考資料)

鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体数の推移

(データ抽出件数)

令和7年12月末現在(単位:件)

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考) 鑑定機関数
平成29年度	202	191	11機関
平成30年度	330	397	11機関
令和元年度	768	502	12機関
令和2年度	955	553	12機関
令和3年度	684	754	12機関
令和4年度	519	1,611	13機関
令和5年度	1,005	1,072	13機関
令和6年度	933	610	11機関
令和7年度	1,095(552)	1,012(666)	10機関

(注1) 上記件数には、再分析した件数を含む。

(注2) 令和7年度の件数には、現在DNA抽出中のものを含む。このうち、()はデータ抽出済み件数。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について①

身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。 ※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは手掛かり情報がある件数

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月29日開催)

- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件（うち手掛かり情報なし1件）。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

2 第2回会議 (令和2年9月29日開催)

- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月22日開催)

- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件（うち手掛かり情報なし2件）。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

4 第4回会議 (令和3年2月17日開催)

- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

5 第5回会議 (令和3年3月23日開催)

- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが54件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

(令和3年度)

6 第6回会議 (令和3年6月22日開催)

- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが52件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

7 第7回会議 (令和3年9月22日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが106件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について②

8 第8回会議（令和3年12月15日開催）

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注1）。血縁関係の確認ができなかったものが105件。
（注1）前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

9 第9回会議（令和4年2月9日開催）

- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注2）。血縁関係が確認できなかったものが112件。
（注2）第9回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については、第10回会議で結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

10 第10回会議（令和4年3月23日開催）

- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

（令和4年度）

11 第11回会議（令和4年6月22日開催）

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが5件（注3）。血縁関係が確認できなかったものが178件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注3）第7回及び第8回会議で血縁関係の確認できたものと同一個体であることが確認できた1件、複数の個体があり、そのうち一部の個体について再度分析等した上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件を含む。

12 第12回会議（令和4年9月14日開催）

- 174件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件（注4）。血縁関係が確認できなかったものが164件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注4）前回の第11回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

13 第13回会議（令和4年12月21日開催）

- 238件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが9件（注5）。血縁関係が確認できなかったものが198件。31件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。
（注5）手掛かり情報なしの遺骨との間で鑑定を行った1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

14 第14回会議（令和5年2月15日開催）

- 195件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが184件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

15 第15回会議（令和5年3月29日開催）

- 179件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件（注6）。血縁関係の確認ができなかったものが174件。
（注6）第6回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について③

(令和5年度)

16 第16回会議 (令和5年5月24日開催)

- 160件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが1件。血縁関係が確認できなかったものが157件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

17 第17回会議 (令和5年7月26日開催)

- 165件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが0件。血縁関係が確認できなかったものが162件。3件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

18 第18回会議 (令和5年9月27日開催)

- 193件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが7件(注7)。血縁関係が確認できなかったものが184件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。
(注7) 検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

19 第19回会議 (令和5年11月29日開催)

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが6件(注8)。血縁関係が確認できなかったものが173件。6件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。
(注8) 専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

20 第20回会議 (令和6年1月31日開催)

- 181件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが1件(注9)。血縁関係が確認できなかったものが179件。1件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。
(注9) 検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったもの。

21 第21回会議 (令和6年3月19日開催)

- 171件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが1件。血縁関係が確認できなかったものが167件。3件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

(令和6年度)

22 第22回会議 (令和6年6月26日開催)

- 177件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが23件(注10)。血縁関係が確認できなかったものが153件。1件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。
(注10) 検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について④

(令和6年度)

23 第23回会議 (令和6年9月18日開催)

- 183件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが172件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

24 第24回会議 (令和6年12月11日開催)

- 200件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが7件。血縁関係が確認できなかったものが190件。3件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

25 第25回会議 (令和7年2月5日開催)

- 197件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件。血縁関係が確認できなかったものが190件。5件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

26 第26回会議 (令和7年3月26日開催)

- 199件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが1件。血縁関係が確認できなかったものが197件。1件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

(令和7年度)

27 第27回会議 (令和7年6月25日開催)

- 200件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが3件。血縁関係が確認できなかったものが192件。5件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

28 第28回会議 (令和7年9月17日開催)

- 198件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件。血縁関係が確認できなかったものが196件。

29 第29回会議 (令和7年12月10日開催)

- 195件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件。血縁関係が確認できなかったものが184件。9件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析等を行った上で、今後再確認することとなった。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果を審議した結果

令和7年12月末現在（単位：件）

年 度	身元が判明	身元判明に至らない	審議件数
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	21	898	919
令和5年度	16	1,022	1,038
令和6年度	36	902	938
令和7年度	7	572	579
計	※1,290	6,315	7,605

※身元判明数の地域別内訳旧ソ連地域：1,252 南方等：38

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について①

所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(令和2年度)

1 第1回会議 (令和2年7月31日開催)

○ 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

○ 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

2 第2回会議 (令和2年10月2日開催)

○ 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

○ カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

3 第3回会議 (令和2年12月3日開催)

○ ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

4 第4回会議 (令和3年3月10日開催)

○ 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について②

(令和3年度)

5 第5回会議(令和3年6月10日開催)

- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議(令和3年9月13日開催)

- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

7 第7回会議(令和3年12月20日開催)

- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国(ウェーク島)、ミクロネシア(ウォーレアイ環礁)の遺骨の検体について判定が行われた。

8 第8回会議(令和4年1月11日開催)

- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。

9 第9回会議(令和4年3月28日開催)

- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和4年度)

10 第10回会議(令和4年6月30日開催)

- ロシア、カザフスタン、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

11 第11回会議(令和4年10月12日開催)

- ロシア、トルクメニスタン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

12 第12回会議(令和4年12月27日開催)

- モンゴル、ロシア、マリアナ諸島、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、沖縄、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

13 第13回会議(令和5年3月28日開催)

- ロシア、ミャンマー、硫黄島、東部ニューギニア、マリアナ諸島、キリバス、フィリピン、ソロモン諸島、沖縄、ビスマーク諸島、米国受領分の遺骨の検体について判定が行われた。

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について③

(令和5年度)

14 第14回会議 (令和5年6月2日開催)

- ロシア、硫黄島、ソロモン諸島、ウェーク島、東部ニューギニア、フィリピン、パラオ諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

15 第15回会議 (令和5年7月3日開催)

- ロシア、カザフスタン、樺太、硫黄島、米国受領分、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、インドの遺骨の検体について判定が行われた。

16 第16回会議 (令和5年10月12日開催)

- 硫黄島、ビスマーク諸島、マリアナ諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

17 第17回会議 (令和5年12月15日開催)

- 硫黄島、ロシア、ツバル、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

18 第18回会議 (令和6年3月14日開催)

- 硫黄島、ビスマーク諸島、マリアナ諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和6年度)

19 第19回会議 (令和6年5月31日開催)

- パラオ諸島、硫黄島、インド、ノモンハン、ビスマーク諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

20 第20回会議 (令和6年7月8日開催)

- 沖縄、マリアナ諸島、フィリピン、パラオ諸島、インド、タイ、カザフスタンの遺骨の検体について判定が行われた。

21 第21回会議 (令和6年10月10日開催)

- ロシア、マリアナ諸島、インド、インドネシア、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

22 第22回会議 (令和6年12月16日開催)

- ロシア、占守島、ソロモン諸島、インドネシア、ミクロネシア（ウォーレアイ環礁）、マーシャル諸島、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

23 第23回会議 (令和7年3月10日開催)

- トルクメニスタン、カザフスタン、マリアナ諸島、パラオ諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について④

(令和7年度)

24 第24回会議 (令和7年6月19日開催)

- 沖縄、ミャンマー、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、インドネシア、パラオ諸島、マリアナ諸島の遺骨の検体について判定が行われた。

25 第25回会議 (令和7年9月11日開催)

- ロシア、ベトナム、フィリピン、パラオ諸島、東部ニューギニア、トラック諸島、マリアナ諸島、硫黄島、沖縄の遺骨の検体について判定が行われた。

26 第26回会議 (令和7年12月11日開催)

- マリアナ諸島、東部ニューギニア、ロシア、ノモンハン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

所属集団判定会議において審議した判定結果

令和7年12月末現在（単位：件）

年 度	日本人遺骨	日本人遺骨の 可能性が低い	判定不可	合計
令和2年度	829	40	130	999
令和3年度	3,205	56	1,110	4,371
令和4年度	2,059 (23)	4 (0)	202 (10)	2,265 (33)
令和5年度	973 (204)	110 (110)	209 (1)	1,292 (315)
令和6年度	746 (268)	63 (53)	140 (15)	949 (336)
令和7年度	1,061 (378)	28 (27)	215 (38)	1,304 (443)
合計	8,873 (873)	301 (190)	2,006 (64)	注1 11,180 (1,127)

(注1) 合計件数は、これまでに所属集団判定会議において審議した累計件数である（再審議分を含む）。（ ）内の数は、SNP分析結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数を示す。

(注2) 重複分（確定前の判定結果）を除いた判定内訳は、日本人遺骨：8,873(873)件、日本人遺骨の可能性が低い：301(190)件、判定不可：1,123(63)件。

(注3) 上記の表に掲載された審議件数のほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シーケンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の判定を行うこととし、これまでに238件について、所属集団の判定を行った。

地域別保管検体数

令和7年12月末現在（単位：件）

収集地域	検体数
旧ソ連	6,873
モンゴル	623
樺太・千島	67
ノモンハン	226
硫黄島	1,049
沖縄	1,436
フィリピン	85
インドネシア	29
タイ	1
インド	22
ミャンマー	192
ベトナム	10
東部ニューギニア	572

収集地域	検体数
バングラデシュ	23
ビスマーク・ソロモン諸島	1,747
マリアナ諸島	994
パラオ諸島	1,022
マーシャル諸島	157
ギルバート諸島（タラフ）	656
ウエーク島	6
トラック諸島	140
メレヨン島（ウォーレイアイ）	17
ウルシー環礁	2
アッツ島	13
ツバル	1
不明	15

※保管検体数とは、遺骨収集にて採取し厚労省が保管している検体。
（鑑定機関において鑑定中の検体を含む）

合計	15,978
-----------	---------------

DNA鑑定の実施状況（令和7年12月末現在）

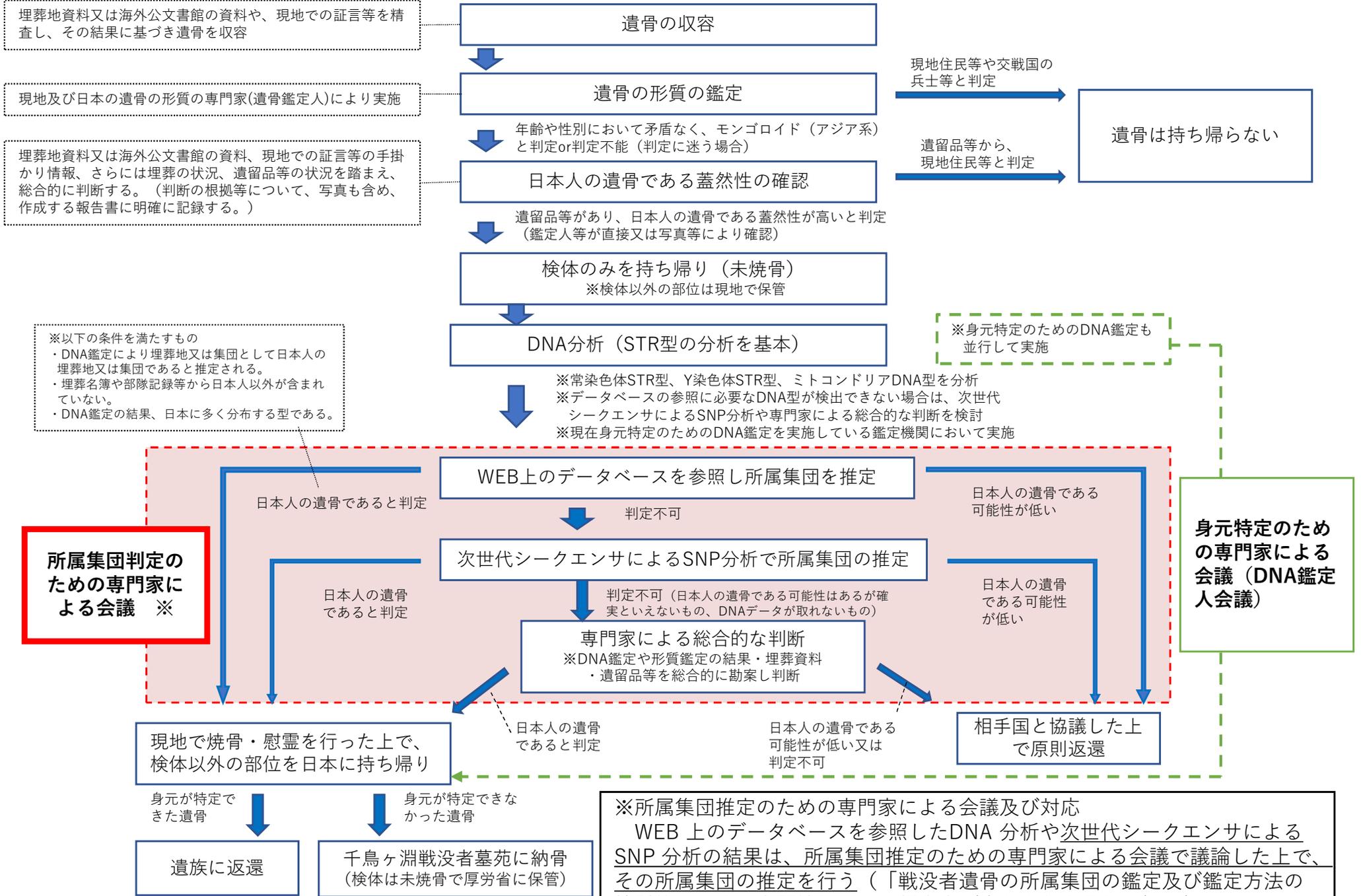
（括弧内は令和6年12月末時点の件数）

検体数 17,268 (15,849)	DNA抽出済み 14,181 (13,476)	日本人の遺骨であることの確認状況	身元が判明した遺骨 1,290 (1,280)
			日本人の遺骨 8,873 (7,616)
			判定不可 1,126 (1,302) ※1 <small>・うち所属集団判定会議における判定: 1,123 (1,299)</small>
			日本人である可能性が低い遺骨 761 (733) ※2 <small>・うち所属集団判定会議における判定: 301 (273)</small>
			今後、所属集団の判定を行う予定 2,134 (2,548)
DNA未抽出（今後実施予定のもの） 2,672 (2,373) <small>その他、現在抽出中のもの415</small>			

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体と、そのほか「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件のうち、所属集団判定会議での未審議分を含む。

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

現在の遺骨収容・鑑定プロセス



厚生労働省社会・援護局
事業課
令和3年4月26日
最終改訂：令和8年1月15日

戦没者遺骨収集等における手順書
別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」

沖縄における遺骨収集等に関し、歴史・文化等の背景から、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓由来の遺骨の可能性があるという特殊性が挙げられるため、古墓由来の遺骨か否か等、科学的に判別する手段として、「遺骨の鑑定」に加え、「放射性炭素年代測定」及び「安定同位体分析」（以下「同位体分析」という。）を用いることとする。

このため、沖縄における遺骨収集等の手順については、「戦没者遺骨収集等における手順書」（以下「本編」という。）を基本としつつ、この別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」を設け、具体的には、下記2の手順を本編に優先するものとする。

記

（沖縄における遺骨収集の役割分担）

- 1 沖縄における遺骨収集は、発見される遺骨の状況に応じ、国（厚生労働省）と沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）で役割を分担して行っている。具体的には次のとおり。

国（厚生労働省）：

宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施

沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）：

県民などからの情報により地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティア等と連携して遺骨収集を実施（戦没者遺骨収集情報センターが収容する場合を含む）

（本編に優先する事項）

2 本編の中で、「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」～「12 遺骨の送還及び焼骨」に関連し、沖縄における遺骨収集では次の手順を採用するものとする。

（1） 国又は沖縄県が遺骨収集し、又は受領した遺骨について、遺骨の発見場所や遺留品等の状況も踏まえ、遺骨の鑑定を、次の手順により行う。

- ① 遺骨の人獣鑑別（人骨か、獣骨か）の判断を行う。
- ② ①の結果、人骨であると判断したものについては、日本人の遺骨である蓋然性についての判定を行う。
- ③ ②の結果、「日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された遺骨」又は「判定不能の遺骨」と判定されたものについては、古墓由来遺骨の可能性の有無の判断を行う。

（2） 検体の採取にあたっては、次の定めのとおりとする。

- ① 収集又は受領した遺骨の鑑定の際に、厚生労働省が依頼する形質鑑定の専門家及び同位体分析の専門家の立ち会いの下、同位体分析用の検体及びDNA鑑定用の検体を採取する。
- ② 古墓が多い地域で発見された遺骨は、必要に応じて同位体分析の専門家の立ち会いの下、収容前に同位体分析を行うための検体のみを採取することとする。

（3） 前記（1）③の判断の結果に応じ、以下のとおり同位体分析、DNA鑑定を行う。

- ① 「古墓由来の可能性が無い遺骨」については、所属集団判定及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。
- ② 「古墓由来の可能性を否定できない遺骨」については、同位体分析を

行う。その結果、「戦没者遺骨ではない」と判定されたものについては、沖縄県が関係する自治体等に協議の上、返還する。「戦没者遺骨の可能性はある」と判定されたものについては、所属集団判定及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。

沖縄における遺骨収容・鑑定のプロセス

遺骨の収容

※ 形質鑑定や、遺骨の発見場所、遺留品等の状況も踏まえ、総合的に判断する。

遺骨の鑑定 ※

日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定された遺骨
又は判定不能の遺骨

日本人の蓋然性が低いと判定された遺骨

古墓由来の可能性を
否定できない遺骨

古墓由来の可能性
が無い遺骨

同位体分析

日本人の蓋然性が低いと判定された遺骨

戦没者遺骨ではないと判定された遺骨

戦没者遺骨の可能性があると判定された遺骨

DNA鑑定

(所属集団判定、身元特定のための鑑定)

身元が特定できた遺骨

身元が特定できなかった遺骨

日本人の可能性が低い遺骨

沖縄県に通知
(市町村等に返還)

遺族に返還

沖縄県仮安置室に
保管

結果を相手国に連絡

令和8年度当初予算案 169億円（174億円） 【R7補正 9.7億円】

()内は令和7年度当初予算額。「R7補正」は令和7年度補正予算額。
四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

1 援護年金 21億円（25億円）

- ▷ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、障害年金、死亡者の遺族には遺族年金等を支給（支給人員 1,484人 → 1,212人）

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給（事務費等） 12億円（12億円）

【R7補正 10百万円】

- ▷ 戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表すために給付する、特別弔慰金等の支給に必要な都道府県事務委託費等

支給対象件数

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約57万人（※）

※年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。

- ▷ 戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、給付金を支給

支給対象件数

- ・戦傷病者等の妻に対する給付金 50人程度（※）

※予算措置に基づく現金給付。

この他 平病死に対する給付金を支給（990人程度）

3 戦没者遺骨収集事業等の推進 34億円（33億円）

【R7補正 2.3億円】

- ▷ 一柱でも多くの遺骨収集を実施するためパラオ諸島（ペリリュー島集団埋葬地等）における遺骨収集の加速化、戦没者遺骨の鑑定に関する体制整備（戦没者遺骨鑑定センター連携室の体制強化やDNA鑑定機関における専従技師の確保）等を図る

(1) 遺骨収集事業	25億円（25億円） 【R7補正 1.0億円】
ア 硫黄島における遺骨収集事業	12億円（13億円）
イ 海外等における遺骨収集事業	12億円（11億円）
ウ 法人運営経費	1.8億円（1.6億円）
(2) 海外公文書館の資料収集	18百万円（19百万円）
(3) 遺骨の鑑定	8.0億円（7.7億円） 【R7補正 1.1億円】
(4) 遺骨・遺留品の伝達	41百万円（38百万円） 【R7補正 11百万円】

4 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶の継承 12億円（11億円）

【R7補正 7.1億円】

- ▷ 戦後80年が経過し、戦没者の慰霊と戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。

このため、平和の語り部や海外民間建立慰霊碑の調査等の取組を推進する。

(1) 慰霊事業	3.9億円（3.6億円）
ア 全国戦没者追悼式の実施	2.1億円（2.1億円）
イ 慰霊巡拝	1.1億円（95百万円）
ウ 政府建立慰霊碑の補修等	71百万円（58百万円）
(2) 平和の語り部事業	1.9億円（1.0億円） 【R7補正 71百万円】
(3) 民間慰霊碑の移設等	28百万円（21百万円） 【R7補正 36百万円】
ア 海外民間建立慰霊碑の移設等	17百万円（10百万円）
イ 国内民間建立慰霊碑の移設等	10百万円（10百万円）
(4) 昭和館・しょうけい館	6.2億円（6.4億円）
ア 昭和館	4.4億円（4.4億円）
イ しょうけい館	1.8億円（1.9億円）

5 中国残留邦人の援護等 88億円（87億円）

【R7補正 20百万円】

- ▷ 中国残留邦人等に対する支援、抑留関係者資料の取得及び特定作業等を実施する

(1) 中国残留邦人等に対する支援	87億円（86億円）
ア 支援給付等の支給	76億円（75億円）
イ 帰国及び地域生活における支援	11億円（11億円）
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	95百万円（91百万円）
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	42百万円（43百万円） 【R7補正 20百万円】

戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

別紙

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座名誉教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授

注 ○は座長

所属集団判定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学大学院総合研究部医学域法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館生命史研究部人類史研究グループ長
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学名誉教授
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学分野教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員

身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野名誉教授
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
さいとう ひさこ 斉藤 久子	東京科学大学大学院医歯学総合研究科法歯学 分野准教授
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座名誉教授
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	厚生労働省社会・援護局戦没者遺骨鑑定センター (DNA 分析施設)DNA 鑑定分析官
ふくた まみこ 福田 真未子	愛知医科大学医学部法医学講座准教授(特任)
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員研究員
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学歯学部法医学講座歯科法医学 分野教授

注 ○は座長

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、援護担当の大臣官房審議官のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙1のとおりとする（同位体分析の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は援護担当の大臣官房審議官が指名する。
- (3) 検討会の下に、別紙2のとおり、分析手順・データ検証等を目的としたワーキンググループを開催する。

3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室において行う。

4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が援護担当の大臣官房審議官と協議の上、定める。

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会 構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	※	金沢大学古代文明・文化資源学研究所准教授
そめた 染田	ひでとし 英利		社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室 事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす 陀安	いちろう 一郎	※	総合地球環境学研究所 基盤研究部教授
よねだ 米田	みのる 穰	○※	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代 測定室教授

注 1) ○は座長

注 2) ※は、分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会
分析手順・データ検証等のワーキンググループ構成員

(五十音順、敬称略)

がくはり 覚張	たかし 隆史	金沢大学古代文明・文化資源学研究所准教授
たやす 陀安	いちろう 一郎	総合地球環境学研究所 基盤研究部教授
よねだ 米田	みのる 穰 ○	東京大学 総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

注) ○は座長